

## 平成26年度 社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 平成27年1月28日（水） 午後1時30分～3時45分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 共通会議室

3 出席委員 19名

白澤委員長、牧里委員長代理、乾委員、太田（晶）委員、太田（正）委員、  
大槻委員、北尾委員、児玉委員、小林委員、小山委員、白國委員、須川委員、  
手嶋委員、床田委員、中尾委員、増田委員、村上委員、矢田貝委員、山田委員

### 西嶋福祉局長あいさつ

皆様、こんにちは。福祉局長の西嶋でございます。

本日は、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から、本市の福祉行政はもちろんのこと、市政各般の事業の推進に格段のご協力とご理解を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今日的な状況といたしましては、少子高齢化が一段と進んでまいります中、国におきましても、医療保険や介護、年金、また少子化対策をはじめ、社会保障制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な改革が進められているところでございます。その中で、認知症対策につきましては、10年後の2025年度には 認知症高齢者が700万人を超えるということで、高齢者の中で5人に1人になると推計されてございまして、これもまた「新たな国家戦略」として位置づけられたところでございます。昨日、1月27日には、認知症対策の推進総合戦略として、いわゆる「新オレンジプラン」が公表されたところでございます。

こうした国の動きと合わせまして、一方、地域におきましても、若年の方、高齢の方の少数・単身世帯の大幅な増加や、地域コミュニティの機能低下、それらに伴います社会的な孤立の広がりでありますとか、貧困の連鎖などの問題が見られるなど、福祉課題はより一層、複雑・多様化しつつ、重層化、深刻化しているような状況にございます。

大阪市といたしましては、こうした国の動向と合わせまして、地域のさまざまな福祉課題に的確に対応してまいりますため、平成27年度の計画として、高齢者施策や障がい者施

策、子育て支援にかかります計画を策定しているところでございます。

今後とも、地域包括ケアシステムの構築をはじめまして、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていただけるシステムづくりを強力に進めていく所存でございます。

こうしたことを進めてまいります上でも、生活困窮者の自立支援でありますとか、地域の見守りネットワークの強化といったことに努めるなど、地域の福祉力の向上にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

本審議会におきましては、これまで多くの貴重な答申や提言、ご助言をいただいているところでございまして、本日、委員の皆様方のご意見、ご議論を踏まえまして、今後の福祉施策の立案・推進を図ってまいりたいと考えてございますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配布資料の確認及び会議の公開について

## 議事

## 事務局

それでは、本日の議事に移らせていただきますが、本日は委員総数の過半数を超える皆様にご出席をいただいております、大阪市社会福祉審議会条例第6条第3項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、本審議会は公開で実施させていただいております。傍聴されている方につきましては、お配りしております「傍聴要領」に記載の内容を遵守いただき、円滑な会議の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

以降の進行につきましては、白澤委員長をお願いいたしたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いいたします。

## 白澤委員長

皆さん、こんにちは。本社会福祉審議会の委員長を務めさせていただいております白澤でございます。本日は大変お忙しい中、多くの皆様方にご参加いただきまして、どうもありがとうございます。この審議会は、大阪市の福祉施策につきまして大きな役割を担っているわけでありますが、今日も委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

本日は、高齢者、障がい者、児童の計画の施策状況について報告をしていただくことになっておりますが、こうした施策のベースには、すべての施策にかかわって、地域の中でできるかぎり長く安心して生活ができる、そういう、ある意味では地域包括ケアをどう目指すかということが課題でございますから、そうした観点でのご審議をいただければ大変ありがたいと思っております。

さらに、そうしたベースになる地域福祉をどういうふうにも大阪市中で形成していくのかについてもご意見を伺えれば大変ありがたいと思っております。さらには、生活困窮者の自立支援事業が来年度から本格的に実施をする。これもまさに地域福祉の課題でございますから、ぜひそうしたことについて、さまざまなご意見を賜ればと思っております。

限られた時間ではございますが、皆さん方のご協力のほう、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、進めさせていただきたいと思っております。きょうの議題は5点でございます。順次進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、高齢者領域でございますが、『次期「大阪市高齢者保健福祉計画・大阪市介護保険事業計画」の策定』につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### **事務局（小倉 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）**

事務局の高齢福祉課長の小倉でございます。お手元の配布資料、資料1-1の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要と、資料1-2の「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画（素案）」（概要版）、この2つをもってご説明をさせていただきます。

A3版の資料1-1をご覧くださいと思います。「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）」（素案）の概要ということでまとめた資料となっております。時間の都合もございますので、かいつまんでご説明を申し上げます。

まず、左上の部分をご覧ください。この計画については、老人福祉法に規定されております「老人福祉計画」及び介護保険法に規定されている「介護保険事業計画」に基づいておりまして、法上、3年に一度、市町村で計画を立てることになってございます。今回の計画期間につきましては、その下に記載しておりますように、27年度から29年度までの3か年の計画ということとしておりますが、団塊の世代の方がすべて75歳以上となる平成37年、10年後でございますけれども、これを見据えた形で策定するということが国から示されておりますので、大阪市といたしましても、10年後を見据えた計画として策定を進めております。

次に、その下のグラフ等でございますが、大阪市の高齢化の現状・10年後の推計についてご説明を申し上げます。

まず、一番左上でございます。大阪市の、いわゆる年齢3区分別の人口構成の推移で、一番左端が平成2年、一番右端が平成37年ということになっております。推移を見ますと、特に15歳から64歳という、いわゆる稼働年齢層についてはどんどん減っていきます。そして、14歳以下の方についてもどんどん減っていく推計となっており、いわゆる少子化の波は大阪市においてもどんどん進んでいくという内容でございます。逆に65歳以上の高齢化率につきましては、平成37年には大阪市内で27%までなるのではないかとということでございます。吹き出しにございますように、高齢化率については、平成25年時点で24%を超えておりまして、今後も高齢化が進展していくということが予想されておるところでございます。

その右側、大阪市の将来推計人口の中で、特に、75歳以上の後期高齢者と前期高齢者の割合でございますが、吹き出しにございますように、平成27年から平成32年の間に後期高齢者の方が前期高齢者を上回るということで、後期高齢者の方が増えてくるという推計になっております。

次に真ん中の左側、65歳以上の世帯の状況のグラフです。これはいつもご説明申し上げておりますが、吹き出しにございますように、大阪市の高齢者を含む世帯のうちの高齢者のひとり暮らし世帯の割合は、平成22年の前回の国勢調査時点で41.1%となっており、全国平均が24.8%ということでございますので、このひとり暮らし世帯の割合が多いということは、大阪市の非常に大きな特徴になっているのではないかと思います。今年、平成27年には、次の国勢調査が予定されておりますけれども、この数値についても推移を見守っていく必要があるのではないかと考えております。

その右、認知症高齢者数でございます。先ほどもご挨拶にもございましたように、認知症高齢者については、爆発的に増えておるとい状況になっており、10年後には470万人にもなるといわれております。大阪市においても、高齢者の伸び率よりも認知症高齢者の伸び率のほうが大きくなっておるとい状況になってございます。

一番下の左側、これは当たり前のことでございますが、高齢化すればするほど、要介護の認定者の割合が高くなっていくということのグラフです。

今、5つのグラフのご説明をいたしました。この分につきましては、支援を要する方の状況についてご説明をいたしました。一昨年（平成25年）10月に高齢者実態調査を実施いたしました。そのときに高齢者の日常的な活動の状況について調べております。吹き出しにございますように、調査結果では、8割を超える高齢者の方は、比較的元気であるとおっしゃっていただいておりますので、こういう元気な方について、健康な状態の維持のために、介護予防ですとか社会参加の促進などの取組みが今後重要になってくるのではないかと考えております。

右側の上側には、今回の介護保険制度改正の内容を記載しております。今年（平成27年）4月から介護保険制度の改正になるわけですが、大きくは2つの点に分かれております。左側にございます地域包括ケアシステムの構築と、右側にございます介護保険料の費用負担の公平化を図っていくということでございます。左側の地域包括ケアシステムの構築ですが、先ほども申し上げましたように、10年後の姿を見つめていくということで、国からは、10年間の間に地域包括ケアシステムを構築するということが示されており、具体的には地域支援事業の充実を図っていくということで、から の記載のとおり推進や強化を図っていくということになってございます。それから、その下は、予防給付の見直しですが、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護については、市町村で担えるように多様なサービスの提供をしていきなさいということでございます。また、特養入所の重点化としまして、特養の新規入所者については、原則、要介護3以上に限定をしますということが位置付けられているところでございます。

右側の費用負担の関係ですが、低所得者の保険料の軽減割合を拡大していくということで、国において軽減策を考えていただけるということになっておりましたが、ご存じのように、消費税の8%から10%への増税について、1年半先送りになったということでございますので、この部分については、当初予定したような軽減がされないということになっており、現時点では取扱いが不確定な状態になっておるといことになってございます。

次に、10年後の大阪市の姿について。先ほども申し上げましたように、「支え手」となる生産年齢の人口が減少していきますので、そういうことの中で、地域の支え合いの機能も低下していくということが考えられますので、現状の中で、先ほど申し上げました元気な高齢者の方が支える側にまわっていただくというような取組みを進めていく必要があるのではないかと考えております。

これからの高齢者施策の基本的な考え方ということにつきましては、ここに基本方針ということで4点記載しております。また、右側の下に地域包括ケアシステムの姿ということでイメージ図を記載しております。要は、高齢者の方がそれぞれお住まいのところで最後まで人生を全ういただけるように、医療等、介護ですとか、地域での取組みも有機的に連携をさせていくという地域包括ケアシステムをつくっていかうということがいわれておるところでございます。

こういった基本的な考え方を受けた、今回の計画の中での重点的な課題と取組みにつきましては、1番から5番までの項目としており、また、具体的施策についても、その下の部分にこのような形で記載しております。重点的な課題と取組みの部分については、資料の裏面に詳しく載せておりますので、またご覧になっていただけたらと思います。

もう1点、介護保険料の関係でございます。資料1-2の概要版の冊子資料をご覧ください。概要版の27ページに、介護保険給付に係る費用の見込み等について記載しております。大阪市におきましては、高齢者人口の増加、認定者の数も増加が推計されまして、それに伴い、サービスの利用者の増加、介護給付の費用も増加しているということでございます。パブリックコメントの段階における次期保険料の算定につきましては、30ページにございますように、現在の保険料の月額5,897円から6,998円になるということでございます。

最後のページにパブリックコメントについての葉書をつけております。ご意見をいただきたいということで、この間、昨年12月25日から今年1月26日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果について、件数だけまとめましたのでご報告申し上げます。

パブリックコメントの数は、本日の午前までの段階で281件ございまして、意見そのものについてはまだ集約しきれっておりませんが、400件余りということになっております。参考に、3年前は207件という件数でございましたので、非常に多くの方にご意見をいただいたということになっております。ご意見の主なものとして、介護保険料に

ついて 132件、新しい総合事業についてどうなるのか示していただきたいというのが50件、敬老パス制度についてのご意見については39件、地域包括ケアセンターの強化充実等については26件、赤バス路線の復活をしてほしいというご意見が24件、特別養護老人ホームの入所基準ですとか特別養護老人ホームの建設促進が23件ということになってございます。

今後の取り組みでございますが、いただきましたご意見について、関係局、関係課のほうに、計画案に反映できるかどうかも含めまして、現在、回答の作成を依頼中でございます。2月に開催をいたします高齢者福祉専門分科会保健福祉部会及び介護保険部会で議論いただきまして、3月12日開催の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で議論をいただきまして成案の決定をいたしまししたいと考えております。その後、市会にお諮りをいたしまして、最終の決定をしていく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

#### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。大阪市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、すでにパブリックコメントが終わったということで、今からそのパブリックコメントをどう反映させるか、同時に、最終的に部会、分科会で最終的な決定をする。ただ、その中には、介護保険料 6,998円というのは、これは、市会で審議を経て最終的な決定をするということということで意見を求めたということでございます。

いかがでしょうか。何かこの計画につきまして、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。要約だけなのでなかなか意見もしにくいのかと思いますが。

#### **手嶋委員**

大阪市身体障害者団体協議会の手嶋です。今、高齢者の話が出ましたが、障がい者で高齢者の立場から一応、説明させていただこうと思います。

それは、健常者が高齢者になって要介護状態になった場合と、我々のように援護、介護が必要な障がい者がより重い要介護状態になったのとは差異があると思っております。

障がい者は、若いときから障がいのカバーしながら生活していくために、その残存機能を最大限、我々は活用して、聴覚障がいの方は目を、視力障がいの方は耳や肌を使って、肢体障がい者は残った部位のすべてを使って、健常者と同じとはいわないまでも、それに近い生活を送っていると私は思っております。

しかし、障がい者が高齢になれば、その最大限活用している部位すら衰えていくという現状があります。視力は衰え最悪失明する、聴力が減退して失聴する、肢体障がい者は残っている部位も使いたみや衰えもあり、これまでの生活ができた唯一のものを失っていきます。生活そのものを失う苦しみは、健常者が高齢者になって徐々に要介護者になることとは比較にならないと考えております。

これについては、当然、それは介護度に反映するという回答になると思いますが、障がい者の高齢化や介護にあたっては、そういうことも十分配慮して、計画等にもそういう記述を記載していただければありがたいかなと思っている次第です。

### **白澤委員長**

どうもありがとうございます。大変重要な問題でございますが、65歳までは障がい者福祉の施策を使い、65歳になって介護保険になる。そうすると、認定も仕組みが変わる。使えるサービスも変わる。そういう中で、できるかぎり障がい者の人が円滑に介護保険をうまく使えるような、そういうような配慮をぜひ考えてほしいというご意見でございますが、いかがでしょうか。何か事務局としてございますでしょうか。

### **事務局（小倉 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）**

今、手嶋委員からご意見いただきましたので、その趣旨といたしますか思想は非常に大切だと思っておりますので、今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

### **白澤委員長**

ご存じのように、例えば、知的障がいの人や精神障がいの人たちがグループホームに入っている。ところがサービスが65歳になって切れるわけですね。そうしますと、グループホームから、次、あるのは認知症の人のグループホームしかない。こういうような問題で、一つ例を申し上げたように、サービス一つとってもなかなかうまく連続性がない。同時に、ケアマネジャーも、その65歳で入れ代わるわけです。

そんな中で、従来、障がい者のケアマネジャーって、これは我々の研究でも出ているのですが、障がい者のケアマネジャーというのは、リハビリをするというよりも、生活をきちんと支えられる支援をするという発想が非常に強いんですが、高齢者のケアマネジャー

というのは、何とかリハビリをしてもう一度身体的に自立できるという発想が大変強い。そういうギャップもあって、なかなか障がい者を連続して介護保険でソフトランディングした支援をしていくのは大変難しいと思いますので、ぜひ、そのあたりもご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

何かありましたら、また、事務局にご意見いただければと思いますが、パブリックコメント、今整理をしている最中ということでございますので、まだ少し余地があるかと思えます。

ただ、1点だけ、私、聞いておきたいなと思ったのは、6,998円、7,000円のマイナス2円なんですけど、大阪市の近郊の市町村は大体どれぐらいの保険料を今算定しているか、わかれば参考までに教えていただければ大変ありがたい。

#### **事務局（河野 福祉局高齢者施策部介護保険課長）**

介護保険課長の河野です。府下の他都市が個別にいくらぐらいの見込みとしているかについては、まだ今は把握しておりません。第5期の現在の保険料でいいますと、大阪府は府下市町村の中で一番高いという状況でございます。ですので、この状況というのは、今回も介護給付費の増加がございますので、大阪府も今の見込みでは上がっているということです。他都市も上がるでしょうけど、大阪府が高いという傾向は変わらないと思っております。

#### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、1番目の高齢者の計画についてこれで終わらせていただきまして、議題の2に移らせていただきたいと思います。

『「大阪市障がい者支援計画」の中間見直し及び次期「大阪市障がい福祉計画」の策定について』、合わせて『「大阪市発達障がい者支援指針」の策定について』もご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）**

障がい福祉課長の中島でございます。私のほうから、「障がい者支援計画・障がい福祉

計画」のご説明をさせていただきます、そのあとで「発達障がい者支援指針」のご説明をさせていただきますと思います。

「障がい者支援計画・障がい福祉計画」につきましては、A3の資料2-1と、概要版と書いてます資料2-2でご説明をさせていただきますと思います。時間の関係もございしますので、主に資料2-1を使ってご説明をさせていただきますと思います。

まず、「障がい者支援計画・障がい福祉計画」の概要です。障がい者支援計画につきましては、障害者基本法を根拠法令といたしまして、障がいのある方のさまざまな施策、福祉だけではなくて、保育、教育、防災、保健、医療、生活環境といった障がい者施策全般にかかわります基本的な方向性を示した計画となっております。障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法に基づく計画ということで、地域生活への移行や就労の数値目標、障がい福祉サービスの見込量といったものを盛り込んだ計画としております。

大阪市では、24年度からこの計画を一体的に策定をしております、現在の支援計画は24年度から29年度の6年間の計画となっております。今年度は、後期3年の見直しということで、この間のさまざまな障がい者施策の制度の変革等を含めまして、見直しを行っております。また、障がい福祉計画につきましては、新たな第4期計画、27年度からの計画といたしまして、どちらも27年度から29年度の3年間の計画といたしまして策定をしております。

まず障がい者施策の基本的な考え方ですが、左のほうに、基本方針といたしまして(1)から(3)を掲げております。この基本方針につきましては、以前の計画からこの基本的な考え方を踏襲をしておりますので、次期計画でもこの考え方は基本的に踏襲していきたいと考えております。

今の障がい者の方の状況ですが、左の下のほうに手帳交付状況といたしまして、身体、療育、精神と記載をしております。いずれも増加傾向にございます。

また、障害者総合支援法に基づきます障がい福祉サービス、例えばヘルパーですとか通所事業、グループホーム、そういった福祉サービスの利用状況を記載しております。22年度の10月と26年4月の比較をしておりますが、この間に約1割増ということで、手帳の数でいいますと約18万人余りの方が利用されておりますが、その1割の方が今現在利用されているという状況にございます。

右のほうに計画推進にあたっての基本的な方策と、楕円形で書いてございます、これが障がい者支援計画にあたる分でございます。大きな枠組み、計画につきましては今回見直

しですので踏襲しておりますけれども、先ほど申しましたこの間の制度改正、障害者総合支援法の制定ですとか虐待防止法、児童福祉法の改正、また、26年度に制定をされました障害者差別解消法、その他、障がい者施策にかかわります制度の改正、この間、本市としても充実に努めております発達障がいの方の支援ですとか、そういった市の取組みを盛り込んだ形で計画を策定しております。

細かい内容はまた概要版を見ていただければと思いますけれども、まず、そこに書いてあります、「共に支え合って暮らすために」というところでは、啓発ですとかコミュニケーション支援、差別解消に向けたさまざまな合理的配慮といったところの課題もここに盛り込んでおります。

それから、「地域での暮らしを支えるために」というところでは、障がいのある方の地域での相談支援体制、虐待防止の取り組み、障がい福祉のさまざまなサービスの充実、スポーツ・文化活動といったところを盛り込んでおるところでございます。

三つ目の、「地域で学び・働くために」というところは、学校教育ですとか保育、就業の支援といった内容について盛り込んでおります。

右の、地域生活への移行につきましては、現在障がい者の大きな課題といたしまして、入所施設からの地域移行、また、精神科病院からの地域移行が大きな課題としてあがっております。それに向けての取り組みを記載しております。

その下の、「住みよい環境づくりのために」につきましては、グループホームを初めとする生活、暮らしの場の確保ですとか、バリアフリーを含めました移動手段の整備、また、昨今の防災意識の高まりによります防災の対応とか、そういった内容について盛り込んでおります。

「地域で安心して暮らすために」というところでは、保健・医療というところで、特に、重度心身障がいの方の対応ですとか、医療的ケアの必要な方の支援、発達障がいの方の医療支援の体制を盛り込んでおるところでございます。

ここが、各支援計画に対応するところということで、障がいのある方のさまざまな施策の方向性を示しておるところでございます。

下のほうに、成果目標というところで書いておりますけれども、ここからが障がい者福祉計画に該当するところでございます。国におきましては、3年を期間といたしまして障がい福祉計画を策定するというところで、今回、27年度からの第4期になりますが、成果目標を4つ掲げております。これは、国の指針に基づきまして、この4項目について目標を

立てて、それを右の見込量、障がい福祉サービスを増やすことによってこれを達成していくということで、PDCAサイクルも活用して取り組んでいくことになっておりますので、大阪市といたしましても、この4つを成果目標、数値目標をあげまして取り組んでいくという状況になっております。

まず一つ目は入所施設からの地域移行。先ほど少し触れました大きな障がい者施策の流れといたしまして、入所施設からの地域移行 238人の目標を掲げております。また、精神科病院からの地域移行につきましては、入院3か月時点での退院率を64%に引き上げる。また、就労の確保ということで、福祉施設からの一般就労につきましても 680人と、それぞれ目標を掲げております。それから国のほうでもこれは検討ということになっておりますけれども、地域生活支援拠点を各市町村で設置をなさいということで今回盛り込まれておりますので、新たな成果目標としてあげさせていただいております。

右のほうは、こういった成果目標を達成するために、こういった一例であげておりますけれども、訪問系サービス、就労ですとか生活介護の通所系サービス、居宅系サービス、グループホームの今後3年間の見込み例として出させていただきます。

この計画につきましては、これまで障がい施策推進協議会の中で、当事者の方のご意見も聞きながらワーキンググループを設置いたしまして検討を重ねた結果でございます。現在、これにつきましてもパブリックコメントを実施いたしまして、今年3月に改めて協議会を開催いたしまして、今年度中に策定というふうに考えております。

パブリックコメントの状況でございますが、この計画と合わせまして、この26日までを募集期間としておりました。現在の状況でございますが、14人の方から33項目について意見をいただいております。

主な意見といたしましては、もともとの障がい福祉サービスの充実というところと、例えば、精神障がい者の方の制度格差の問題、差別解消法にむけての取組みといったところの意見が出ているところでございます。

それから、先ほど手嶋委員のほうから、高齢の障がい者の方への支援ということでご意見をいただいておりますけれども、私どもの計画につきましても、高齢者計画と他の計画等とも整合性をとりながら充実に努めてまいりたいと考えておりますし、国のほうでも、今、「障害者総合支援法」の今後の検討課題として、高齢の障がい者の方の支援の取組みということも課題としてあがっておりますので、そういった検討状況も見据えながらより進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

次に、発達支援の関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

## **事務局（河合 市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長）**

発達障がい者支援担当課長の河合と申します。資料2 - 3、『「大阪市発達障がい者支援指針」の策定』について、このペーパーに基づいて説明させていただきます。なお資料2 - 4に指針の素案を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

まず、指針の策定の目的ですが、平成17年に「発達障害者支援法」が施行されまして、発達障がいのある方の支援というのが、その後も法制度の中で位置づけが強化されてきたところですが、まだまだ位置づけの新しい障がいですので、これから充実をさらに図ってまいらなければならないと考えております。

本市では、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した発達障がい者支援体制の構築を目指して取り組んでまいりましたが、平成25年度には、福祉施策を再構築する中で「発達障がい者支援室」を設置し、関係局の横断的連携を図るとともに、さらに他分野の施策の充実を図ってまいりました。

こうした中で、施策のメニューは増えたのですが、実際に一貫した連続した支援を行うためには、保健・医療・福祉、教育、労働など各分野の支援者が、お互いに実施する支援を共有して、その顔の見える環境をつくりながら、ご本人、ご家族と取り組む中で、一層連携した支援を進めることができると考えております。

そのためにも、この関係分野の支援者が、そうした支援の策について共有するための資料としまして、今回、「発達障がい者支援指針」を策定し、合わせまして、施策の課題と今後の展開について検討を進める資料としましてまいりたいと考えております。

内容といたしましては、2章の構成になっておりまして、こちら、今申し上げたように事業計画ではなく、また、法制度に定められたものでもないのですが、支援に携わるものがどういう理念を共有するのかというのを、7つの柱に分けまして、乳幼児期、学齢期、成人期から、家族の支援、相談支援、支援の引継と市民の啓発という7つの柱ごとに支援の指針を定めまして、それぞれの支援について共有を進めるものでございます。

具体的な取組みを第2章に定めておりまして、こちらも施策目標を定めるようなものではないのですが、やはり、支援に携わる方の理念的な位置づけもございまして、パブリックコメントを実施しております。昨年の12月25日から今年の1月26日まで、計画と同時

期にパブリックコメントを実施いたしまして、後日、19件の意見をいただいているところ  
です。

今後、3月末までに、パブリックコメントでいただいた意見を整理いたしまして、記載  
の内容も整えまして、障がい者施策推進協議会を通じまして内容を確定し、公表してまい  
りたいと考えております。また、新年度には、各分野の支援者に順次配付いたしまして、  
一層の連携を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。今、2つの報告をいただいたわけで、一つが、「大阪  
市障がい者支援計画」、「障がい福祉計画」、これもパブリックコメントまでは最終段階  
に入っている。もう一つが、「大阪市発達障がい者支援指針」、これは指針のほうですが、  
これもパブリックコメントが終わって、今、最終的な段階に入っている。こういうことで  
ございます。

分けてご意見をちょうだいしたいと思います。「大阪市障がい者支援計画」、「障がい  
福祉計画」の素案につきまして、いかがでしょうか。

### **大槻委員**

大阪弁護士会の高齢者障害者支援センターの大槻と申します。もともと高齢者の関係で  
入らせていただいたんですけれども、「ひまわり」で障がい者のほうも担当しております  
ので、その立場から質問させていただきます。

この件で、特に資料2 - 1の右側の地域生活への移行というところで、入院中の精神  
障がいのある人の地域移行という項目がございます。これにつきまして、いろいろ書かれ  
てあるんですが、現在、例えば、病棟内に病棟転換型の施設をつくらうという話も出てる  
かと思うんですが、そのへんについて、大阪府としてはどういうご見解をお持ちかとい  
うのが一つと、現にこういう形で、精神障がい者の病院から地域への移行というので、どれ  
ぐらいの実績があるか、具体的にどのような方策でやられているか、そこらへんをお聞か  
せいただけませんかでしょうか。

**白澤委員長**

一つは、今、大きな問題になっております、精神病院の中に施設を設置して進めていくということについてどのような見解を持っているのか。もう一つは、そういう中で実績として今どういう状況なのか。そういうことでよろしいでしょうか。

**大槻委員**

はい。

**白澤委員長**

それでは、いかがでしょうか。

**事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）**

精神障がい者の方の地域移行につきましては、健康局のこころの健康センターで対応させていただいております。きょうは出席をしておりますけれども、こちらのほうで聞いておりますのは、病棟転換型につきましては、明確な方針というのは市のほうでもまだ、これは大阪府もそうかと思うのですが、まだこれからというふうなことは聞いております。

それと、地域移行の実態につきましては、ちょっと今、手元にそういう関係で資料はございませんので、また改めて確認をさせていただきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。先ほどの病棟転換型のほうも、改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**白澤委員長**

よろしいでしょうか。

**大槻委員**

はい。

**白澤委員長**

そもそも大阪市内に精神病院はどれぐらいあるんですか。ほとんどないと思うんですが。

## 事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

精神科病院につきましては、総合病院の中に精神科病床がございます。また、1カ所、大正区のほうに、精神科の救急を主に受けていただいている精神科単科病院があるというふうには聞いております。それ以外は、総合医療センターとか市大病院、総合病院の中の精神科病棟と聞いております。

## 白澤委員長

よろしいでしょうか。

大変大きな課題だと思いますが、地域にどう移行していくのかという課題でございますので、できる限り慎重な対応をしていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

## 太田（晶）委員

大阪市民生保健委員長をしております太田です。こちらの障がい者支援計画、資料2-2の6ページ、7ページに記載されています、まず6ページの第1章の(1)啓発と広報の推進についてと、7ページの(8)スポーツ・文化活動の振興ということについて、少し私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

まず、障がいをお持ちの方がスポーツ、または文化というものに対して一生懸命取り組んでいただくということは、大変大事なことだと思っております。その方々のそういう環境を整えていくということは当然ですけれども、私は、先ほど6ページのほうでいきました啓発と広報というものの中で、やっぱり、市民の障がい理解、障がい者理解というものが何よりもすごく大切なのかなという思いの中で、たまたま大阪市は、現在、車椅子バスケットボールの普及や国際親善大会を行ったりしております。さらには、2020年には東京でオリンピックが開催されるときに、当然、パラリンピックが行われますから、ますます障がい理解が進んでいくということに対して、非常に期待感を持っております。

せっかく大阪市というのは、他の市の名前を言うのもあれなんですけれども、日本のありとあらゆる市の中でも、情報発信とか人が集まるという意味では、非常に大きなまちとしての魅力があるところがございますので、この車椅子バスケットのような障がい理解、また、興行としての楽しみというものを、ぜひ大阪でどんどん普及、また活発に行っていきたいなと思うんです。その際に、障がいを持っておられる方だけではなく、一般の方に

も広く広報できる、そんな環境をしっかりと整えていただきたいということを希望して、私からのコメントにさせていただきたいと思います。

### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。コメントということによろしいでしょうか。

大阪市の場合は、障がい者スポーツがずいぶん普及して、設備もずいぶん整っている、そういうまちでございます。そういう意味では、そういうスポーツを介して市民の皆さん方に障がい者に対する理解を深めていただく。こういうことを、計画の中にも書かれているんですが、ぜひそういうことを強調した計画にしてほしい、こういうご意見ということでございます。

とりわけ、東京オリンピックがございますが、そのときに障がい者のパラリンピック、それは東京でやるのかどこでやるのかわかりませんが、そういうことも含めて大阪市も考えられる余地というものはあるんじゃないか、そういうことを含んでいるんじゃないか。

他にございませんでしょうか。

### **大槻委員**

先生のほうから提示されたこの概要版の6ページを拝見していましたら、障がい者虐待防止のことが書かれてありましたので、この点でご質問したいと思います。

この6ページの第2章の1のところ、「障害者虐待防止法」が施行されたことを踏まえて、虐待対応を整備する必要がありますというふうに書いてあります。これ、確か発足はしていたと思うんですが、その障がい者虐待対応についての大阪市の現状等、教えていただけないでしょうか。

### **事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）**

課題のほうとして虐待防止法、これは既に施行されておりますので、現在、それは対応させていただいております。

ただいま、在宅の方の虐待であれば、それぞれ区の区役所、また各区に民間が運営しております障がい者相談支援センターが通報窓口となっており、そういった相談機関とも連携しながら、虐待防止の対応、発見からそのあとのフォローといった一連の支援もしているところがございます。施設虐待、事業所虐待につきましては、福祉局のほうで対応させ

ていただいております、そういう虐待の事例が発生いたしましたら、その対象事業所、ご本人さんの状況も聞きながら、適切な対応をさせていただいているというところがございます。

### **白澤委員長**

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

私から一つお聞きしたいのですが、今、障がい福祉サービスの利用者が1万8,381人ということになっているんですが、この「障害者総合支援法」では、この障がい者にも相談支援専門員が、すべての障がい福祉サービスを利用している人にケアプランをつくるというのを、今年度中だったと思いますが、実施するというようになっていたと思うんです。その実施状況は、今どのような状況でしょうか。

### **事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）**

今、ご指摘いただいておりますとおり、来年度から、すべての福祉サービスを利用される方につきましては、支援計画をつくりなさいということが義務づけられるということになっております。これにつきまして、国のほうでもこの方針は変わらずということで聞いております。

現在、大阪市の今の計画の作成率ですが、3割を超えている程度ということで、まだまだ少なくなっております。一つは、事業所がなかなか増えないということがございますけれども、事業者が増えない背景といたしまして、報酬が低いとか、資格要件の厳しさ、いろいろ条件がございますけれども、そういったことにつきましては、報酬単価につきましては、国のほうに働きかけてはおりますが、引き続き各事業者のほうに、研修を受けていただいている事業所もございますので、働きかけをさせていただきまして、計画を作成する事業所を増やしていくと。

一方で、この計画と合わせて、国のほうでも、ご本人さんが計画を立てますセルフプランというのをも認めるということになっておりますので、その普及もさせていただきながら計画をつくっていただくということでは進めていきたいと思っておりますし、私どももいたしましても、当然、サービスの提供を継続していただくということは前提でございますので、こういう国のほうで計画ということになっておりますけれども、何とかサービスをきちんと継続できるようにはさせていただきたいと思っております。

引き続き、そういった取り組みを通じまして、計画を作成していただいて、サービスを  
つなげていくということの仕組みはきちんとつくっていきたいと思っております。

### 白澤委員長

どうもありがとうございました。

介護保険では、すべての利用者がケアプランをつくって支えていくわけですが、障がい  
もそういう方向でいこうという形になって、おそらくそういうような支援をしないと、在  
宅で長く生活するのは大変難しいという問題がございますので、ぜひ、普及を進めていた  
だければありがたいと思います。

他にいかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

ただいま多くのご意見をいただきましたので、ぜひそういう中で、計画に反映できる部  
分を入れていただき、来年度からの計画の準備をしていただきたい、こういうふうに思い  
ます。

それでは、もう一つ、発達障がい者支援指針につきまして、これは指針別から大きな方  
向づけをするという形でございますが、何かご質問なりご意見。

### 大槻委員

拝見してまして、特に発達障がいの問題ですから、できるだけ早く発見して早く対応す  
るということかと思えます。

右側の2番目の学齢期の支援の充実というところで、特別支援教育の充実ということが  
書かれてあるんですけども、これ、発達障がいの子どもに対して、具体的にどのような  
特別支援教育を考えておられるのかが一点。

それから、私の依頼者からも相談を受けた件なんですけど、要は発達障がいだということ  
で、特別な教育をやりたいということを学校に言われて、逆に、非常に親御さんがショッ  
クを受けたという事例がございまして、そういうあたりで、逆のラベリング的なものがな  
いかどうか。その場合、本人なり親御さんなりに対してどのような配慮が必要か。そこら  
へんの問題意識を教えていただければと思います。

### 白澤委員長

特別支援教育をどう具体的に実現していくのか、発達障がい者にしていくのかというこ

とと、非常にコンフリクトがあって、親としてはなかなか入れることに対する葛藤感も、そういう意味で、そういう学校に入ると、ひとつラベルを貼られたような、ラベリングが起こって、そういうことにどういう配慮をしながらこういう特別支援教育を充実していくのか、こういうことですね。

事務局のほう、いかがでしょうか。

#### **事務局（河合 市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長）**

発達障がい者支援担当課長の河合です。教育委員会事務局とともにこの指針の策定にも取り組んでいるんですけども、きょうは教育委員会のほうから出席をしてもらっておりますので、代わって説明させていただきます。

#### **事務局（岩本 教育委員会事務局指導部総括指導主事）**

教育委員会特別支援教育担当の岩本と申します。本日、島田課長が別途対応がありますので、私、岩本のほうで代わりにお答えさせていただきます。

特別支援教育の中で、発達障がいのお子さんも含んで学校での支援をどのようにしたらいいかについて、こちらのほうからは各学校園から要請があった場合に巡回相談という形で学校園を訪問し、具体的な指導方法や支援方法について教員等へのアドバイスを行って、発達障がいのお子さんへの支援について取組みを進めているところです。

保護者への理解・啓発ですとか、学校によるラベリングということにつきましては、こちらのほうとしましては、学校での子どもさんのつまづきを一緒に考え・助言するという形ですので、保護者に、例えば「このおさんは発達障がいではないですか」というような問いかけをするということは一切していないのが現状でございます。

#### **白澤委員長**

単に病名という議論ではなくて、あるいはその人の診断的な立場ではなくて、生活的な視点で問題の解決を図る教育をしていきたい、こういうことでよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

#### **太田（晶）委員**

私のほうからは二点、質問させていただきたいと思っております。

まず一つ目は、河合課長から先ほどご説明いただきました、発達障がい者の支援室というものがつくられたというところなんですけれども、実際には、今まで、福祉局と子ども青少年局、そして教育委員会が発達障がいに別々に取り組んでいたのを、この発達障がい者支援室でひとつにまとまって、局を越えて一本でいこうという形になっていただいたことは、大変意義のあることだと思っておりますし、私としましても本当にありがたいなと思っているんですが、その中で、親、学校園、施設、この三者が、ネットワークというものを通じて、情報の共有化、情報の交換をどういうふうにいるのか、また、そういう支援というものが実際に行われているのかということ、まず一点目、お聞きしたいと思います。相談できる環境があるのかということがまず一点目です。

二点目は、先ほど、学齢期の支援の充実というところで、支援学校のお話がたまたま出ました。こちらは大阪市会におきましても、特別支援学校が大阪市立から大阪府立のほうに移管するという、大変激動な状況が起こっております。私としましても、大阪市発達障がい者支援という、大阪市とうたっているにもかかわらず、学齢期の支援が大阪府立に移管して、親は大変このへんについて不安に思っておられるという現状があります。そのへんについての実際の保護者の声、また、地域の人たちの声、福祉関係者の声、そういったものはどういうふうになっているのか、この二点についてお聞きしたいと思います。

## 白澤委員長

どうもありがとうございました。

一つ目が、発達障がい者支援室というのが、教育委員会と市局が一体的になって運営をしているということは大変評価できるんですけども、そういう中で、相談環境みたいな形で、十分地域のネットワークの中で相談が流れてくるような仕組みができあがっているのか。まさに、これは地域福祉の課題なんだろうと思いますが、その点について、事務局におたずねしたい。

二点目が、今特別支援学校が市立から府立に移管をするということで、地域の人たち、あるいは専門家の皆さん方の声がどういう形に今なっているのかということについて状況を説明してほしい。

こういうことでございますが、事務局、いかがでしょう。

## 事務局（河合 市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長）

太田委員には、支援室のご説明までしていただきましてありがとうございます。25年度からの取組みですので、いろいろ支援室ができたことによって、我々本当に、局同士が顔の見える関係になって連携を進めていっているんですが、これはまた長い取組みが必要だと思っておりますので、今後ともご支援をお願いいたします。

学校園、施設、保護者の情報の交換や相談、そういう環境がちゃんと整っているのかというご質問に対しまして、これはやはり、まだまだこれからというのが実情だと認識しております。

今回、このような支援指針を策定いたしますのも、そういった環境を今後もっと整えていくためにまさに取り組んでいるものでございまして、やはり、福祉の関係者であれば、先ほどのご質問にもあった、特別支援教育というのは一体何をやっているんだろうとか、そういうところからの知識がない方もいらっしゃいますし、例えば、医療機関であれば医療機関として、福祉や役所の学校ではどういう支援をしてくれるんだろうとか、そのそれぞれが、自分の支援している発達障がいのある方に対しては一生懸命に取り組んでいるんですけれども、やはり、お互いがわからないから連携も進まないというのがまだまだございまして、そういったことに対して、実際に具体的な取組みを進めていくために、どこでどういう人たちがどういう支援に取り組んでいるのかということをもとにいたしまして、各分野の支援者に発信していくということを取り組もうとしております。

また、例えば発達障がい者支援室では、発達障がいのあるお子さんの専門療育に取り組んでいるんですけれども、そういったところでも、学校と保護者の方とそういう療育機関とか、そのお子さんに対してどういう役割分担をして一貫した支援をしていくのかということについて話し合うような会議も持っております。そうしたものも実例を積み上げて発信していったって、いろいろな方に取り組んでいただいたり考えていただく必要があると考えております。

続きまして、二番目の支援学校の平成28年度からの大阪府移管でございますが、これにつきましては、改めましてまた、教育委員会のほうからご説明申し上げます。

## 事務局（岩本 教育委員会事務局指導部総括指導主事）

太田委員からもありましたように、28年度から府立に市立の特別支援学校が変わるわけなんですけれども、これは、設置者が変わるということでありまして、大阪市としましては、

これまで行ってきた教育サービス水準とかが一切下がらないようにということで、現在、府とも円滑な移管に向けて準備を進めているところでございます。

不安な声がないかといったようなご質問だったかと思いますが、たしかに、地域の小中学校と特別支援学校が連携して特別支援教育を進めてきたという実績があります。今後も特別支援学校がなくなるわけではありませんので、センター機能として、障がいに応じた相談にも応じてまいりますし、当然、就学や特別支援教育の障がいに応じた相談、教育委員会としても、変わらずに相談窓口としてはやっていきたいと思っております。

以上です。

### 白澤委員長

今のご質問でとりわけ一番の問題は、あとからも出てくるとは思いますが、地域の中で相談というのをきちんとやれていくのかというのが一番大きなポイントだろうと思っております。それは高齢の問題も児童の問題も発達障がい者の問題もみんな同じだと思うんです。ベースをどうしていくのかということ、ぜひ大阪市の中で考えていただけたら大変ありがたいというふうに思います。

他にいかがでしょうか。

### 中尾委員

大阪府医師会の中尾です。発達障がい者の方々、思春期及び成人期になって、非常にづらい思いをされたというようなことがあって、今回、平成17年から、最終的にライフステージに応じたというようなことになっているんだろうと思うんです。

それで、我々も成人期、思春期のときからは、基本的に小児神経内科、あるいは小児の精神科のほうから大人の精神科のほうに、大抵患者さんといいますか、障がい者の方が移っていかれるということで、なかなか、今までの療育環境、今までの生活環境、今までの病状、すべてのものがきちりつとつながってこなかったという部分が非常にあったんですね。そのところが、生活の手帳とか、いろいろなものをお持ちになりながら、適切な医療につながるようになってこられた。

今回、一番大切なのは、やはり、先ほど大槻委員の質問にもありました、ラベリングとか、いろいろなことがございますけれども、やはり、乳幼児健診、そのところで、どれだけきちりと発達障がいであるということを分別して、そして、その親御さんに対して

きっちりとしたことをしてあげる。

今、支援室のほうで、養育のときに親のサポート、そこらへんのところもある程度されているという言われていますが、実際問題、健診に携わる医師に関しても、小児神経内科の先生方から、健診をする先生方に対する研修等も医師会ではしておりますけれども、保健師さんがどれだけきっちりに対応していかれるのかというのが一番大切なことだと思うんです。まず、3か月健診であって、そして1歳健診、最終的に4歳、5歳になるとき、保健師さんがどれだけその子どもたち、あるいは親たちに支援していくのか。そのところが大切だと思うんですが、その保健師さんの今の状況というのはどのようになっているのか。こども青少年局、あるいは障がいのほうでお答えいただければありがたいんですけども。

#### **白澤委員長**

いかがでしょうか。発達障がい者の問題というのは、先ほどから、教育と福祉の議論はしているわけですが、一方で、医療という問題もきちんとかかわってやらなきゃならないわけです。そういう中でとりわけ今のご質問は、乳幼児等の、そういうところで、親のサポートというのを、保健師活動は大変重要だけれども、どの程度実践され、あるいは研修をし、行っているのか。こういうことについての質問かと思います。いかがでしょうか。

#### **事務局（三谷 こども青少年局子育て支援部管理課長）**

子育て支援部管理課長の三谷でございます。今までの乳幼児健診、大阪市全体のほうを統括しておりまして、今の保健師関係、ご承知かと思いますが、一つは、乳幼児健診の問診票につきまして、これは府とも協力しまして、この中に、いわゆる発達障がいに関するインタビュー、聞き取りの項目をつくってきたということもございます。これに伴いまして、今ご指摘のように、保健師さんについても、この間、研修をしてきております。たしかに今回実績としても、こういう4、5歳の発達相談をしているわけですが、そういう把握できているケースがかなり増えてきているという状況でございます。

一つは、保健師のそういうスキルアップ、それから各区におきまして、一緒に相談者も入っていただくような形で、そういう専門的な面から見ていただくということで、早期に発見できるような体制をつくっております。

この保健師のスキルアップは今後引き続きやっていかないといけないと。日々、発達障

がいにつきましてはいろいろな部分が研究されておりますので、そういったことも含めて、引き続き研修をしてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

## 白澤委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

それでは、この障がい者支援計画の中間見直しも、大阪市障がい福祉計画の策定につきましても、あるいは大阪市発達障がい者支援指針も、今年度、大阪市としてはオーソライズするというごさいます。すでにパブリックコメントは終わっているわけですが、今、その中で、最終的な報告書、計画書を作成する最終段階ということごさいます。何かまたご意見がありましたら、事務局にいたきたいと思ひますし、ただいまいろいろなご意見ごさいましたが、できるかぎり計画に反映するという方向でお考ひいただければありがたいと思ひます。

続きまして、三番目の議事に入らせていただきます。「大阪市こども・子育て支援計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（青柳 こども青少年局企画部企画担当課長）

大阪市こども青少年局企画担当課長の青柳ごさいます。私のほうからは、「大阪市こども・子育て支援計画」（素案）についてご説明をいたします。

お手元の資料には、「大阪市こども・子育て支援計画」の概要と施策目標を一覧にしましたもの、1枚にしたA3のもの、両面のもの、パブリックコメント用の素案の冊子をご用意しております。まず、このA3資料の表面の概要のほうでご説明をいたします。

大阪市では、これまで「大阪市次世代育成支援対策推進法」に基づきまして、急速な少子化に対応して将来の大阪を担う次世代の育成を図るために、平成17年から10年間、前期と後期に分けて「大阪市次世代育成支援行動計画」を立てておりました。この中で、行政はもとより社会全体で取り組むべく施策ということを推進してまいりました。

今般、新たに、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が創設されることとなりまして、地方自治体においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備・実施をしていくことが義務づけられることとなりました。

次年度から5年間で実施する本計画は、従来の「次世代育成支援対策推進法」に基づく

計画と、先ほどの「子ども・子育て支援法」に基づきます計画、この2つを一体のものとして作成することとしまして、こどもや子育て世代を取り巻く社会情勢の変化や、アンケート調査から得られた子育て世帯のニーズなどを踏まえまして、学識経験者や市民委員などで構成される「こども・子育て支援会議」でご意見をいただきながら、素案を取りまとめたところでございます。

計画の体系につきましては、基本理念と、4つの施策の基本方向、施策目標など、この基本的な枠組みは現行の計画を継承して、施策目標に沿って今後取り組んでいく個別の取組みを記載しております。A3の裏面を見ていただきますと、基本理念がまずありまして、施策の基本方向として4点、こども・青少年の「生きる力」の育成、安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みの充実、こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立、こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めるといことで、この4点の基本の方向性に、右にあるような7つ、計画を推進するにあたって重視する視点を7点挙げております。

実際のこのパブリックコメントの冊子のほうでは、この下に個別の取組み、140ページにわたり、非常に多くありますので、説明は省かせていただきますが、個別の取組みを随時推進していくべく記載しているところでございます。

また市町村の、新法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、2つを一体のものとしてやるといった後半の部分ですが、この部分では、これまでの取組みに引き続きまして、平成29年度末に待機児童を解消するという目標を掲げ、今後5年間の各年の目標事業量を示した上で、量の見込みと解消方策を立てて、計画的に整備、実施をしていくことといたしております。

これら計画の中身につきましては、毎年度、取組みの進捗管理を行うとともに、計画期間の中間年におきましては、指標や目標の達成状況を把握しながら、随時必要な見直しを行っていく予定でございます。

先ほどのA3の資料の右下のほうにございますが、こどもに関する施策、さまざまな関連する施策がございます。先にご説明がありました、例えば「障がい者支援計画」でありますとか「教育振興基本計画」、「男女共同参画基本計画」等々も含めまして、こういった計画と調和をとりながら施策を推進していく必要があると考えております。

この素案につきましては、冊子の1枚目に記載しておりますとおり、1月5日から約1カ月間、この1月30日まで、現在、パブリックコメントを実施しているところです。市民

の皆さんから今ご意見を募集しているところで、現在、途中経過ではございますが、パブリックコメントの受付の状況を簡単にご説明させていただきます。27日、昨日時点で、郵送、ファックス、メールを含めまして、件数としては271件。どのような内容かということですが、実は271件のうち240件は放課後関係でございまして、児童いきいき放課後事業でありますとか、いわゆる留守家庭対策事業、学童保育ですね。学童保育の関係の充実を求めるようなパブリックコメントが非常に多くなっております。それ以外の部分については、まだそれぞれのジャンルをカテゴライズする状況に至っておりませんが、待機児童解消に必要な保育士の処遇の改善の要望や、幼稚園あるいは保育所民営化をしないでくださいとか、計画の中身の修正というよりは、施策に対する要望的なものがいくつか散見されるという状況です。

30日まででございますが、今後また市民の皆様、また、さまざまな人の幅広いご意見を反映しながら実効ある計画としてまいりたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

## 白澤委員長

どうもありがとうございました。

「こども・子育て支援計画」、来年から31年度までの計画の素案の概要ですが、何かご質問なりご意見、ございませんでしょうか。

## 村上委員

市会議員の村上でございます。私が何点かこれまで学校の中で関わってきたところで、今、大阪にはかなりの外国人の方、お子さんが入られているところから、文化の違いから、なかなかそこに馴染めなかったり、学級崩壊からの学校崩壊につながっているケースもちょっと見受けられたところもありまして、こういった異文化、外国人のお子さんやご家庭の方への対策とかそういったものと、それに伴ってもう1点が、学校崩壊、小学校でした場合、これまで寄り添い教育が基本的な考え方だった小学校から、結構、指導教育である中学校の考え方、それもちょっと導入とか考え方を持っていかないといけないと思うんですね。小中一貫教育であればそういったところも何らかで対処できるんでしょうが、まだ6年制、3年制、6年、3年で分かれているところで、寄り添い教育から指導教育への対応や、学校崩壊時のときの対応、対策について、今後どう考えられているのかをちょっと

おうかがいしたいと思います。

### 白澤委員長

一つは、異文化共生というのを学校教育の中にどういうふうに対応しているのか。二つ目が、学校崩壊の中で、今までの方針の寄り添いみたいな議論から指導的な要素をどういうふうに取り入れるという方向で進んでいるのか。こういうご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

### 事務局（山野 教育委員会事務局総務部企画担当課長）

教育委員会企画担当課長の山野でございます。まず1点目の、学級崩壊等に対する対応というところですが、この間、教育委員会といたしましては、学校サポート改革という中で、いわゆる問題行動と我々呼んでおりますけれども、そういった対応につきまして、段階的に対応していくというルール表の作成を進めているところでございます。こういった対応になればこういった指導をとっていくというふうなルール表をつくっていきまして、各学校に周知をしていくという形で対応してまいろうというところで動いているところでございます。

もう1点の、異文化の、いわゆるコンフリクトに対応してどのようにしているのかというところについては、ちょっと申しわけございません、私もあまりその点は不案内ではございますが、新たに外国から来られるお子さま方に対しての対応というのは、それぞれ通級指導等で対応しているところが現状で、現場ではそれぞれ問題も発生しているところはあるかと思いますが、例えば日本語を話すことがなかなか通じないというお子さまに関しての指導を、先ほど申し上げた通級指導等で行っているというところが実態でございます。

以上でございます。

### 白澤委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

異文化の問題も学校だけではなかなか、異文化共生はなかなか難しいと思いますので、きょうの他の計画とも関係するわけですが、地域との関係づくりみたいなものをどう入れ込んでいって、学校教育と地域とをどうつなげていくのかをやらないと、なかなか問題解

決は難しいと思います。

そういう意味では、ぜひこの子育ての今回の計画の中も、地域という問題をどういうように入れ込んでいくか。地域福祉計画みたいなことも枠組みの一つの中に入れてはいるわけですが、ぜひそういうこともお考えいただければ、一つの解決の糸口はできてくるのではないかと、こういうふうに思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、「大阪市子ども・子育て支援計画」の策定についてのご意見は承ったということで、今出ました意見をできるだけ反映した形でお願いしたいと思います。

続きまして、四番目の議題でございますが、「区や地域の実情に応じた地域福祉の推進等について」、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

#### **事務局（平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長）**

地域福祉課長の平井でございます。私のほうから、議題4につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、今月19日に開催をさせていただきました地域福祉専門分科会につきまして、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、分科会につきましては、参考資料1をご覧くださいと思います。社会福祉審議会の委員の中から、白澤委員長はじめ、牧里委員長代理、乾委員、岩間委員、上野谷委員、北尾委員、白國委員、矢田貝委員により構成されております。地域福祉に関する事項につきまして、委員皆様方から専門的なご意見をちょうだいするということでの専門分科会でございます。

今年の4月から本格実施されます生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における新たな総合事業など、近年の国の福祉施策は、いずれも地域の中で住民やNPOなど多様な主体の力を活用することが、施策の大きな柱となっております。大阪市におきましても、昨年に示されました平成27年度の市政運営の基本的な考え方の中で、地域福祉力の強化という文言を新たに加筆いたしまして、大阪市政の重点施策として位置づけるなど、改めて、地域福祉を重視することを表明したところでございます。この後ご説明いたしますが、来年度予算についても、「地域福祉力の強化」に関する施策について盛り込んでおるところでございます。

こうした政策動向を踏まえまして、今後の本市の地域福祉を推進していく方向性につき

まして、委員の皆様から専門的なご意見をいただくことが必要と考え、地域福祉専門分科会を1月19日に開催させていただきました。分科会では、牧里委員長代理が分科会長に選任をされました。

主な議題といたしましては、本日ご説明いたします各区の取り組み状況、要援護者の見守りネットワーク強化事業の実施、生活困窮者自立支援事業の実施などにつきましてご報告をさせていただきました。また昨年、ちょうどこの社会福祉審議会の総会の場におきまして、委員の皆様から、近年の複雑多岐にわたる相談ニーズに対応していくために、既存のさまざまな相談支援機関の関係を整理し、より効果的な相談支援を実施してもらいたいとのご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、福祉局では、昨年8月、関係局と区の職員等から構成いたします相談支援体制のあり方検討プロジェクトチームを設置いたしまして、検討をスタートしたところでございます。分科会では、その取り組み状況につきまして、途中経過ではございますが、ご報告もさせていただきました。

今後、地域福祉専門分科会につきましては随時開催させていただく予定でございますが、審議の内容等につきましては、この総会でも、必要に応じてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、(4)の 大阪市地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。資料4-1をご覧ください。

本市では、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指しまして、第1期地域福祉計画、第2期地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりをこれまで進めてまいりました。平成24年7月に本市の「市政改革プラン」が策定されまして、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、各区の実情に応じた主体的な区政運営を行うという考え方が示されたことを踏まえまして、第3期の地域福祉計画にかえて、各区において地域福祉を推進していくという方向性を示しました「大阪市地域福祉推進指針」を平成24年12月に策定したところでございます。各区ではこの指針に基づきまして、区や地域の実情を踏まえた福祉推進の取り組みが進められているところでございます。

まず一つ目の、「各区の地域福祉ビジョン等の策定の状況」でございます。平成25年3月に港区が策定したのを皮切りに、平成26年12月末の状況ではございますが、策定済みの区が7区、検討委員会の設置などの具体的な策定作業に取りかかっている区が6区、検討中の区が11区となっております。ちょうど1年前の昨年度末の社会福祉審議会の総会に

において報告をさせていただいた状況は、策定済みの区が4区、策定作業中の区が3区となっておりますので、少しずつではございますが、取組みが進んでいる状況でございます。

二つ目の「区独自の福祉施策・事業の構築」でございますが、地域における見守りの仕組みの構築など、区や地域の実情に応じた取組みを各区が主体的に進めているところでございます。

次の「地域支援システムの再構築の状況」でございますが、従来どおりの地域支援システムを継続している区や、新たな仕組みを構築している区など、さまざまな再構築が進められているところでございます。しかしながら、一方で、現時点で検討段階にある区も見られているところでございます。

以上、ご説明させていただきましたように、各区では、地域課題の解決に向けて、区や地域の実情に応じたさまざまな取組みが行われているところですが、各区からは、福祉施策の企画立案にかかるノウハウ等が蓄積されていない等のため、局に対しまして、一層の支援を求める声がございました。

こうしたことから、次のでございますが、福祉局から区への支援体制の強化（区担当制の導入）をご覧ください。こうした各区からの要請に基づきまして、各区に応じた支援につきまして、平成26年度から、24区一律の支援ではなく、福祉局地域福祉課の職員が区の状況に応じた後方支援を担当する区担当制を新たに導入したところでございます。各区の状況を把握し、適切な支援を実施するとともに、各区における先駆的な取組みを共有するための情報交換会を開催するなど、効果的な支援を行っております。

区担当制の取組み一つといたしまして、福祉局から区に対して、それぞれの福祉課題ごとの発展プロセスや到達段階に応じた取組み内容を提示するとともに、各区が今どの段階に位置するのかを自己評価してもらい、今後取り組むべき課題を整理して理解してもらうよう支援を進めているところでございます。

福祉局といたしましても、各区の状況に合った支援や情報提供を行うなど、地域福祉の推進に向けて引き続き積極的に取り組んでいく所存でございます。

簡単ではございますが、議題の地域福祉推進指針に基づく各区の取組み状況については以上でございます。

続きまして、4の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」につきまして、一括してご説明いたします。

この事業につきましては、現在、予算要求の段階でございまして、今後、議会の議論も

経まして予算化していくということになるため、今から説明させていただく内容は、予算要求時点での内容ということでご理解をお願いしたいと思います。

資料4 - 2をご覧ください。

近年、少子高齢化の進行、社会的孤立の広がりなど、生活課題の複雑・多様・深刻化が進んでおります。今後、少子高齢化の一層の進行が見込まれる中で、地域に埋もれている要援護者を把握し、必要な支援につなげるなど、要援護者の見守り体制の強化が喫緊の課題となっております。

こうした課題に対応するため、これまでは各区ごとに、福祉パイロット事業等、さまざまな見守り活動の取組みが進められておりますが、一層の強化を図る観点から、来年度より、この見守りネットワーク強化事業を実施したいと考えております。

実施にあたりましては、区役所と連携を図りながら、地域の活動を支援する中間支援機能や、地域支援のプラットフォーム機能を有します各区の社会福祉協議会に、福祉専門職のソーシャルワーカーや個人情報地域に提供するための同意確認を行う調査員を配置いたしました「見守り相談室」を設置いたしまして、次に述べる3つの機能を一体的に実施することによりまして、よりきめ細やかな見守りネットワークの実現を目指すものでございます。

資料4 - 3をご覧ください。まず1つ目の機能、「要援護者情報の整備・管理」でございます。これは行政が把握している情報と地域が日頃の見守り活動を通して把握している情報を、今回新たに設置する「見守り相談室」に集約いたしまして、例えば、さまざまな組織で構成されている地域活動協議会や民生委員、児童委員の方などへ情報を提供するための同意確認を実施することで、同意が得られた要援護者を地域の見守り活動につなげていくとともに、郵送による同意確認では回答が得られなかった要援護者に対しまして、調査員がご自宅を訪問いたしまして、同意確認と合わせまして、生活状況の把握を行うといった取組みでございます。この取組みにより、地域の活動だけでは把握できていない要援護者の情報を、本人同意のもと地域に提供できるようになることや、同意が得られないというような要援護者の方の生活状況も把握することができるようになることなど、地域の見守り活動の網の目を細かくすることができるというふうに考えております。

次に機能の2つ目、「孤立世帯等への専門的対応」でございます。これは、機能のところで集約いたしました要援護者の情報の中で、地域の中で孤立した生活を送られているため高い孤立死のリスクにさらされている方や、行政や地域など、他者からのかかわりを

一切拒んでおられるセルフネグレクトの方などを対象にいたしまして、福祉の専門職のワーカーが粘り強く家庭訪問を繰り返し、地域社会で安心して暮らせるように適切に地域の見守り活動などにつなげる取組みを行うものです。

最後に機能の3つ目「徘徊者保護の強化」でございます。これは、徘徊のおそれのある認知症高齢者等につきまして、本人や家族から写真や身体的特徴など事前にご登録いただき、その方が実際に徘徊し、行方がわからなくなったときに、コンビニや相談支援機関などの協力者に対しまして、登録されている情報をメール配信することで、迅速な保護を可能とし、認知症高齢者等の早期発見が可能となり、事故の発生を防止する取組みでございます。

これらの取組みにより、孤立死リスクの高い要援護者を、専門的な対応と地域の見守り活動などと結び付けることによりまして、一人でも多くの方を救えるものというふうに考えております。

なお、見守り相談室の実施体制についてでございますが、孤立世帯等への専門的な支援を行う専門職の見守り支援ネットワーク員につきまして、各区内の地域包括圏域数と同数の66名を各区の社会福祉協議会に配置をいたします。地域への情報提供に関する同意確認を行う調査員につきましては、各区の調査対象件数に基づきまして、全市で36名程度を配置したいと考えております。

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の説明は以上でございます。

## 白澤委員長

どうもありがとうございました。

区や地域の状況に応じた地域福祉の推進について、2点ご説明いただいたわけですが、各区の取組み状況等、要支援者の見守りネットワーク強化事業をスタートさせるというご説明でございました。何かご質問なりご意見ございませんか。

## 小山委員

中身についてはよくわかりました。その上でなんですけれども、質問とか、ちょっと感想があります。

具体的な質問はあとでまとめて聞きますので教えていただきたいと思いますが、地域福祉ビジョン等の策定について、検討中の区が11区ということで、結局、半分ぐらいは検討

中ということで、策定作業中でもないわけですから、実際には取り掛かれてないというのは、いつが策定の目途なのでしょうというのが具体的な質問です。

あとは、これ、他の議事のところと比べたときに、他の議事がこどもとか障がいとか高齢とか生活困窮者という、具体的な生活をする人々なんだと思います。それに対して、地域という、それに対して横軸というか、そういう人たちが生活する空間なんだろうと思います。ですからある意味、彼らが生活する場として支えていくという、ちょっと性格が違うものだと思います。

同時に大事なものは、そこに地域の人たちがいる。彼らは我々の目標としては味方になってほしい、仲間になってほしい。しかしそれが、場合によったら敵にもなってしまう。そういうふうな人たちがいる。そういう人たちを、地域福祉というのはどう含んでいくのかなんだろうと思います。

ですから、僕、制度とか法律はわかりませんので、今回のこのご報告がその範囲を外れるんだということならそれまでなんですが、ちょっと感想を言うと、一つは、法律で児童相談所がありますし、また教育委員会もあります。それぞれ法律やら制度が違うのもわかっているんですが、いわゆる住民の側というか、地域住民、そして問題を抱える利用者の側の視点から見たときに、結局ここでは、要援護者と書き、地域と書いてますけれども、やや現実には高齢者のお話になっている感じがします。そこにいる、法律的には違ったりするんでしょうが、見守り活動であったり、ニーズ把握に対して、地域と考えたときに、こどもであったり、そういう人たちも、いわゆる地域という視点となったら入ってくると思うんです。そういうのが何とか、つかんだあとはそれぞれしかるべき専門のところが扱われるというのは当然理解するんですけれども、実際に現場で動くそのアンテナの部分であったり、そういうふうな部分は、もっといろいろな意味で包括的に、まさにここに挙げられた、高齢も児童も障がいも生活困窮者も、広く地域に住む人として、その要援護者というのか、支えの必要な、見守りの必要な人であると見る、そんなイメージが僕にはあるんですが、それがどうなっているのか、なかなか難しいのかというのを教えていただきたいというのがあります。

もう一つは、僕自身は福祉で専門職を育てている人間ですので、ここのご報告にありますように、専門職をしっかりと入れていくというのは全く賛成で、ぜひやっていただきたいのですが、一方でいうと、さっきも言いました残りの90%以上の、99%の人たちは地域住民で、いわば無関心でいたりします。そういう人たちにとって、この言葉で言ったら、

新たなつながり、支えあいの仕組みづくりという中に、嫌だという人を無理に巻き込むことは不可能なんですけれども、今、無関心でいる人たち、気づいていない人たちを、何とかこの新たなつながりのもう一方の側の人として、1%しかいない人を3%に、5%にしていく。そんなことも地域福祉としてはしてほしいなという気もするんですが、そこらへんについてはどんな形で実現可能なのか。そんなことを教えていただけたらありがたいなと思いました。

### 白澤委員長

どうもありがとうございます。

一つは、区のビジョンで、つくっているところもあれば、まだ検討中というところで、格差が大きいんじゃないか。これについてどうしようとお考えなのかということ。

二つ目が、地域の計画の中で、今、見守り活動ということではありますが、見守りネットワークって、地域福祉という観点からみると、児童や、あるいは今日、外国人問題も出てきましたが、障がい者なども含めたすべての住民を対象にしなければならないわけですが、この見守りネットワークの強化事業を見る限りにおいては、何か高齢者というイメージがあって、もう少し根本的な、このこと一つやるにしても、地域の人たちがベースで、例えば見守りが必要な人を発見したり、あるいはみんなで支えたりということを考えてときに、もう少しベーシックな議論が必要なのではないか。そういう問題があるのではないか。

三つ目は、専門職の業務って大変難しく、その中で、例えば地域の人たちをどうやってきちんと入れ込むようなことを考えているのか。地域の人たちが中心で活動する黒子が専門職なので、そういう地域の人がどういうふうに活動するように専門職を持っていくのか。こういうご意見だと思いますが、よろしいでしょうか。

この3点、事務局のほうで、いかがでしょうか

### 事務局（平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長）

3点のご質問がありました。一つ目のところの、11区がまだ検討中ということで、どの段階でつくっていくのかということのお話でございます。実は私ども、先ほど区の担当制ということをご説明させていただきました。区のほうに、こういうビジョンをつくらないといけないということが示された指針をお出ししたわけなんですけれども、ただ単にこういった計画をつくるということだけでしたら、変な話、計画作成を委託して終わりということに

もなってしまうかもしれません。私が大事だとは思っておりますのは、やはり地域の声をしっかりと聞いていただく中で、策定作業を行うこのプロセスが非常に重要なことだと思っております、どこがいまネックになっているのかということについても分析するために、区担当制を敷きまして、各区に赴きまして、地域の実情をどのように把握しているのかなど、状況把握に取り組んでいるところでございます。

できる限り早い段階でそういったビジョンを策定するというのも大事でございますが、先ほど申し上げました19日に開催されました地域福祉専門分科会の中でも、そういったビジョンをしっかりと持つことも大事だけれど、やはりもっと区の現場では、アクションプランとか、具体的な行動計画をしっかりと区の中でも示すことが大事なのではないかというようなご意見もちょうだいいたしました。そういったことも含めまして、我々もさらなる効果的な支援ということを考えていきたいと思っております、その11区とか、できていないところを重点的に、今後支援をしていきたいと思っております。

二つ目、高齢者の色合いがちょっと強いのではないかというご意見でございます。これは、冒頭申し上げた通り、4 - 2の資料の中でございますが、もともとの問題意識、課題認識といたしましては、やはり、地域の住民の方の中では、いろいろな生活課題の複雑化・多様化・深刻化ということがございます。一つのご家庭の中には、障がいの子どもさんを抱えながらお年寄りをみているとか、そういった複雑な課題を抱えた方はたくさんいらっしゃる。それを効果的に支援していく仕組みのところと、それをしっかりと地域と行政が一緒になって支えていきたい、そういった発想の中から、私ども地域福祉課において、こういった事業の構築を、今、中心になってやらせていただいております。また、実際の事業構築につきましては、予算をこれから立てていくということでの大前提の中で、今、区の職員と私ども局の職員によりワーキングチームをつくっております、この具体的な施策を検討しているところです。できる限り、高齢者だけではなくて、さまざまな分野の方の参画を得まして、事業構築に向けて今取組みを進めているところであり、地域福祉という視点でしっかりと取り組んでまいっているところでございます。

三つ目でございます。専門職の必要性と、それを担える地域住民をつくっていけるのかということのご質問だったと思います。私ども、今後の支援につきましては、専門職による適切な支援と、地域住民による日頃の見守り活動というところの2つがどうしても不可欠だと考えております。そういった意味では、今、委員のご指摘のことについても、今後の我々の施策の中でも反映していきたいと思っておりますし、検討もしていきたいと思っております。

で、また今後ともいろいろとご教示いただければと思っております。

#### **白澤委員長**

ありがとうございます。

#### **小山委員**

じゃあ、確認とお願いですけれども、具体的に見守り支援のネットワークというのが一つの売りというかポイントになるのかなと思うんですね。もちろんいいと思うんですが、そうしますと、この見守り支援ネットワークというのは、高齢者世帯に必ずしも限定されずに、広く、場合によったら虐待もあるでしょう、児童虐待の話もあり、障がい者の話もあり、生活困窮の方もあり、そういう方たちが、場合によっては地域で生活がしんどい、場合によってはトラブルを起こしておられる。そういうふうな状況の中でこの図や説明だけから見ますと、やや高齢者の孤立死を防ぐみたいなことがメインにみえてきますが、必ずしもそれだけではなく、これは、高齢者福祉の担当部署がしているのではなく、地域福祉の担当部署がしているわけですから、そのようなことも含める役割として考えたいと考えているということで、よろしいでしょうか。

#### **白澤委員長**

それでは、今のご意見について、事務局よろしいでしょうか。

#### **事務局（平井 福祉局生活福祉部地域福祉課長）**

ただいま小山委員のほうからありましたとおり、私ども、全く同感でございます、これは高齢者に限ったものではございません。地域の中では、例えば引きこもりの方とか、高齢者のみならずさまざまな方がいらっしゃいます。そういったところを地域の視点から解決していこうというところでの取組みということで進めているところでございまして、今、委員のおっしゃるとおりのことでございますので、そこについては明確にしておきたいと思えます。

#### **白澤委員長**

それでは、どうぞ。

## 乾委員

社会福祉協議会の乾でございます。過日の地域福祉専門分科会でもご質問させていただいておりますので避けようかなと思ったんですが、今、小山委員から質問がありました、先の地域福祉ビジョン等の策定作業中、あるいは、検討中の件ですが、これは、地域、区によって取組み状況、過去の取組みもありますので、だいが違うと思います。

私はたまたま大阪市の西成区のほうですけれども、策定作業中の区に入っておりますが、実際は策定検討中になろうかと思えます。といいますのは、平成16年からスタートしました地域福祉アクションプラン、これにすごく精力的に取り組みまして、18年にプランができました。それから、22年、25年と、3期のプランをつくりまして、これは、行政、区役所と社協と地域団体、地域の住民、施設が一体となり、取り組みました。

この3期プランを現在進行中、推進中ございまして、先ほど申されました生活保護の問題であるとか高齢、こどもの問題であるとか、5つの分科会、視点から取り組んでおるわけです。現に、区民フォーラム、プラン策定委員会ができてから、毎年区民を巻き込んで行おうと、多いときには300人ぐらい参加していただきました。今回は、こどもたちを視点にということで参加していただきまして、福祉であるとかアクションであるとかという言葉も知ってもらおうということで、多少の遊びの要素も入れながら行っております。

策定委員会そのものも既に27回を数えておりまして、各分科会にいたっては、もう1年間に30回ほどこなしているところも、生活保護の部会や障がい部会でもあります。それらがございますので、地域福祉ビジョン等の策定、これは行政計画になるんですけれども、これについては、進行中、策定中、検討中であり、実際のところはすぐできるであろうと。報告しておりますのは、28年度には出すということで、28年3月に出す。今年度4月から取り組めばできると。今、それよりも、策定する活動そのものが大事であるということで取り組ませていただいておりますので、誤解のないようお願いいたします。

そして、地域支援システムにしましても、区のほうではそれを無くしてしまうんじゃないかと、大抵の区は自然となくなっているんですけれども、常に課題がありますので、課題を抽出しながら、それぞれの事例ケースもあります、そこで課題がいろいろ出てきます。それを、一昨年までは行政のほうに要望ですが、今はいくところがないわけで、全部区で処置しなくてはならないというところで、今後どうしようか。今までもそうですけれども、市への要望の半数以上は我々の区から出させてもらった。現実には課題が多いです。福祉課題が多いということで出しておるのが現実でございます。そういうこともお知りおき

いただきまして、現状はこんなんであるということでございます。

先ほど、もうすでにすみましたが、障がい者の計画にしましても、私たちは言葉通り、今回の障がい者の計画もそれでいいと思うのですが、要はいかに実践活動をするか。それから、障がい者から一般の方への啓発。この啓発は文書だけではいけない。それも継続しての必要ですが、当事者と地域住民がいかに交流していくか。これは私たちの区も、もう十数回、十五、六年にわたってずっと取り組んでおります。そこでまたいろんな課題が見つかってくると思うんですが。障がい者の方々も、一部精神障がい者の作業所なんかも、既に社会参加をして、その方たちが非常にいきがいを持っているというケースもあるのが事実でございます、そういうのをどんどん押し進めていきたいと思えます。

一面で、そういう活動をさせていただいても、なおかつ、まだまだ障がい者に対する見方が、啓発が少ないんでしょうか、いわゆる、生活力のある、強い方の中でときどき見受けられます。一般の交通機関の中であるとかね。だから、まだまだ必要で、継続した必要であるな、あるいは組織的な取組みも必要であるなと痛感しているのが事実でございます、一応、この地域福祉ビジョン等については、策定作業中に入っておりますが、実情はそうであるということ、ご理解いただきたい。

### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。

いろいろなご意見があるかと思うんですが、3時半ということもございますので。簡単にお願ひいたします。

### **山田委員**

前回の総会でもちょっと発言させていただきましたもので、そのフォローということをお願いしたいと思えます。

各区で取組みをされておりますけれども、大阪市というのは、全国にさきがけたさまざま取組み、あるいはノウハウを蓄積しておりますので、福祉局として、各区の取組みをきちんと応援してあげてくださいということで前回お願い申し上げました。

これにつきましては、今、区の担当制の導入とか状況の把握をされておると思えますので、それについては評価をしたいと思えます。今後も地域におきまして、決して区長のパフォーマンスということにならないように、きちんとした形で地道な取組みが続けられる

ようお願いをしたいと思います。

それから、もう一つお願いでございますけれども、今回、まだ予算化されておらない見守りネットワークという事業、こういう事業がきちんと事業化されたときには、委員のメンバーにもきちんとご報告を願いたいと思います。私ども、社会福祉審のメンバーというのは、大阪市の社会福祉の応援団であると自負をいたしておりますので、きちんと報告願いたい。

先ほど太田委員のほうから、車椅子バスケット、国際親善女子車椅子バスケットボール大阪大会、これは全国レベルの大きな大会でございますので、こういう事業につきましても、こういう全員が揃う機会というのはなかなかございませんので、資料提供をしていただくとか、そういう形で委員の皆様方にも知っていただくという取組みをしていただけたらありがたいと思っております。

それだけ、お願いでございます。

#### **白澤委員長**

それでは、地域福祉につきましては、ご意見を賜ったものとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、「大阪市生活困窮者自立支援事業について」でございますが、できましたら事務局、大変重要な課題であることは存じあげているわけですが、簡単にご説明いただきたいと思えます。

#### **事務局（辻川 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長）**

最後、生活困窮者自立支援事業について、ご説明させていただきます。生活困窮者支援担当課長の辻川でございます。

資料5 - 1、制度のことでございます。平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、27年4月から全国で新しい制度、生活困窮者自立支援制度が実施されることとなりました。この背景といたしまして、1990年以降のバブル経済崩壊の影響が長期化し、構造的な低迷により完全失業率が上昇し、長期失業者や若者層の失業者が増加するなど、雇用形態におきましても、非正規の雇用の労働者の割合が増加するなど、生活困窮者の増加が顕著になってまいりました。

このような状況において、これまでの社会保険や労働保険などの第一のセーフティネッ

トの機能では安定して経済的な基盤を築くことが困難となり、最後のセーフティネットである生活保護の受給者も増加するようになったため、最後のセーフティネットの手前に、第二のセーフティネットとして、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、生活困窮者に対する支援の仕組みが新たに制度化されたのが、この生活困窮者自立支援制度でございます。

「生活困窮者自立支援法」では、大阪市を初めとして福祉事務所を設置する自治体では自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を必須で行うこととなり、この自立相談支援事業について、その図でお示しさせていただいております。

この事業は、複合的な課題を抱えている方、制度のはざまにあってこれまで相談するところがなかった方など、生活にお困りの方の抱える課題について相談に応じ、生活困窮状態からの脱却を目指し、相談者の個々の状況に応じた支援を行うものでございます。左のほうにございます生活困窮者が自立相談支援事業の相談窓口にご相談し、右側にある生活困窮状態からの脱却までの間、包括的、継続的な支援を行うものでございます。

生活困窮者の把握にあたりましては、窓口で待つだけでなく、生活に課題を抱えながら自ら援助にアクセスできない方にも早期に支援につながるよう取り組むほか、支援にあたりましては、その図の中央、下向きの矢印にありますように、この新法に基づく事業だけでなく、これまでからある各種の制度や事業を活用するほか、公的な事業のみならず、民生委員や企業の社会貢献、ボランティアなどのインフォーマルな支援を含めて、地域におけるあらゆる社会資源を活用して、生活困窮者の自立を支援していくものでございます。大阪市では、法施行となる本年4月を前に、一番下にありますように、26年1月から3区で、また26年10月から6区で、モデル事業を実施してきております。

次に、資料5 - 2、モデル事業実施状況についてご説明いたします。モデル事業では、必須で行う自立相談支援事業と、直ちには就労が難しい方に、就労に向け生活習慣に関する訓練でありますとかコミュニケーション能力に関する訓練などを行う就労準備支援事業を委託により実施してきております。事業者はプロポーザル方式による公募を行い、資料のところでございます事業所が受託しております。

モデル事業の実施状況ですが、支援の流れを見ていただくため、2枚目の裏を見ていただきたいと思います。これは、先行3区の1月から12月までの実施状況をグラフで示したものでございます。

一番上の左から右への矢印でございますが、まず相談受付数が、3区、1月から12月ま

で1,126件。次に、スクリーニング、つまり、相談者の相談内容や必要な状況を把握いたしまして、振り分けるという作業でございます。その結果が、円グラフをご覧いただきたいと思うんですが、情報提供・相談対応のみで終了したケースが37%、他制度・他機関へつないで、そちらのほうでサービスを受けていただくというようなところにつないだのが34%、それから、自立相談支援機関が継続的に支援プランを作成し、継続的に関わって支援をするケースが23%の240件になってございます。

その次の支援決定とありますが、これは、生活困窮者自立支援法に基づくサービスを利用したケースが、そのうち189件ということになっておりまして、利用したサービスは、重複ですが、右上のグラフのとおり、ハローワークですとか自立相談支援事業者による就労支援でありますとか、そういうようなサービスを行ってきております。

一番右の評価実施ケースというのは、支援プランを作成する段階でいったん目標時期を決めますので、そこで目標時期に一定評価を行い、自立を行っていれば終結、まだ自立に支援が必要となれば継続支援というのになります。この先行3区では137件のうち106件が支援の終結に至っております。

次のページの追加6区については、今と同じような考え方で、10月からですので、始まってまだ3カ月の状態で、まだ実績は多いとはいえませんが、お示ししている内容のとおりとなっておりますので、またご確認いただければと思っております。

前に戻らせていただいて、説明をさせていただきます。1枚目の裏のページ、状況につきましては、いったん、8月の時点で内容を精査させていただきまして、そこに書かせていただいているとおりでございます。内容的には、今お示しさせていただいたのと変わりはないので、ちょっとかいつまんでご説明させていただきます。

まず3の事業実績のところでございますが、 にありますように、自立相談支援モデル事業といたしましては、三つ目の黒ボツのところにありますように、相談を受けて、自立相談支援機関が相談支援を行った方のうち、約6割の方に就労支援を行い、その半数が就職につながったと。正職だけでなくアルバイト、非常勤、契約社員、パート、こういうようなことではあります、就職につながったという実績がございます。あと、四つ目ですが、離職後、1年未満の方が約6割を占め、早期支援に結びついたからこそ、そういった自立につながっていくようなケースにあるのかということがみてとれると思います。

次のページでございますが、あとは見ていただくとしまして、 の就労準備支援モデル事業。このモデル事業につきましては約40件ほどがあり、うち、9件が就職につながった

という結果があります。三つ目の黒ボツ、相談件数にして対象が少なかったけれども、就労に関して自信喪失されているケースもあり、カウンセリングなどを通して支援を行うことによって、自信を取り戻し、就労につながったケースもあり、一定の効果は見られたのではないかと考えております。

4の平成27年度の事業の進め方ですが、自立相談支援事業については、きめ細かに対応するためにも、区単位に窓口を設置するような方向。それから、自立相談支援事業の「相談支援」の部分と「就労支援」の部分に分けて実施するという形で進めさせていただきたいと考えております。そのうちの「就労支援」の分野については、これまで生活保護需給者を対象に実施している事業と一体的に実施することによって、より効果が図れるという形で、そういう形で進めさせていただきたいと考えております。

資料5-3を見ていただきたいのですが、そういった考え方のもとに、大阪市では、これもまだ予算要求段階ですが、考え方といたしまして、自立相談支援事業については、「相談支援」と「就労支援」を分けて、まず「相談支援」については、住民に身近な相談窓口として、各区役所内に相談支援窓口を設置し、区役所内の各関係窓口でありますとか地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、生活困窮者の自立を寄り添い型で支援することとしております。もう一つの「就労支援」は、ハローワーク等で直ちに就労に結びつかない人も含めて、ビジネススキルの向上のための支援や求職活動の実践的な支援のほか、就労意欲の喚起や求人開拓、就労後の職場定着支援などを行ってまいります。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、生活保護受給者に行っておりました就労支援と一体的に就労支援をすることによりまして、効果をもていきたいと考えております。

もう一つの必須事業、住居確保給付金でございますが、これは21年10月からこれまで単年度の更新として実施してきております「住宅支援給付事業」を新たな制度に位置づけられ、制度化されたものでございますので、引き続き、離職により住宅を失った方、またおそれが高い生活困窮者に対する家賃支援という形で実施していきたいと思っております。

一時生活支援事業については、これまで実施してきておりますホームレス対策等の「自立支援センター事業」を活用した支援を行ってまいります。

学習支援事業につきましては、貧困の連鎖を解消するため、高校進学を目標としたカウンセリング等を行う事業を実施していきたいと考えております。

最後に、就労訓練推進事業でございますが、民間事業者の自主事業として、生活困窮者に就労機会を提供する事業でございます。この事業を行っていただく事業者さんのほうに、

大阪市のほうが事業者認定を行うことになっておりますが、より多くの事業者さんに参入していただくため、事業の周知・啓発を行っていきたくと思っております。

以上、説明とさせていただきますと思います。

### **白澤委員長**

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

### **白國委員**

この事業の相談支援という柱になるところで、たぶん相談者というのは、対象の方は、資金的、経済的に困りの方が多いと。この事業をイメージしますと、生活保護を受給するのに相談にあって、緊急援護資金とかいうような、いわゆるつなぎ資金でそれまでなんとか、決定までは自立せずやっているというようなことがありますので、この制度の対象者につきましても、同じように、お金がない、資金がない。だから、その就労の訓練であったり、実際の就労に至るまで期間があると思うんです。このときには、たぶん、現在では、生活福祉資金の活用ということになると思うんですけれども、これについては、相当やっぱり厳しい、厳格な運用の仕方とか規定とか、そんなものが必要かなと思うので、そこらはどのように考えているんですか。

### **白澤委員長**

いかがでしょうか、事務局のほう。

### **事務局（辻川 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長）**

本当に困っていらっちゃって、今まさにということになりますと、生活保護という制度がございますので、そのもうちょっと手前の段階で、生活保護に至る前という形で支援を行っていきたくと思っております。そういう意味でも、あらゆる制度、今、白國委員からもご指摘いただきましたように、緊急援護資金、そういった制度の活用、それから、就職の紹介を早い目に行っていくことによって、経済的な基盤を持っていただいた上で生活基盤を築いていただくというような支援を行っていきたくと思っております。

## 白國委員

もう少し深くいうと、相談者は外見的にはわかりませんし、実際は多重債務者であったり、あるいは自己破産寸前の方であったり、そういう人たちにその制度を利用することによって、紹介してもらおうことがまったくないという事態になるので、そのところもしっかりと、仕組みであったり、運用規定であったりをつくりあげた上でやっていただきたいというのが要望です。

## 白澤委員長

よろしいでしょうか。今の要望というのは、相談のときにスクリーニングをするときに、どういう要件であればどういう形で支援をしていくのかを、きちんとした厳格なものをぜひスクリーニングをしてほしい、こういうことでよろしいでしょうか。

## 白國委員

そうですね。

## 事務局（辻川 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長）

すいません、その点、ちょっと答えに入っておりませんでした。多重債務者等の問題につきましても、法律問題に関わる部分もございまして、そういった機関、あるいは、債務整理を行うような機関との連携も図りながら、いろいろなサービスのもとで支援を行っていくように、これからも連携を図りたいと思っております。

## 白澤委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

生活困窮者自立支援制度が来年度から始まるわけですが、今、ご質問もございましたように、民生委員との関わりであるとか、弁護士との関わり、あるいは地域の人たちが、やっぱりどういうような、この計画に参加して、発見をしたり、サポートの役割を担っていくのかというのを抜きにはできないと思いますので、ぜひ、そういう広い観点から制度を運用していただきたいと思います。

以上で議事は終わりますが、他に何か事務局のほうからございませんでしょうか。

## 事務局（中島 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

先ほど山田委員、また、太田委員のほうから意見がございました、今、パンフレットをお配りしておりますけれども、国際親善車椅子バスケットボールについて、ご説明させていただきたいと思います。

2月11日から14日までの間、障がい者スポーツの振興と啓発を目的に実施をさせていただいております。11日の前日の10日には、市内の8区をまわりまして、海外の選手と地域の方々との交流会も予定しております。11日から14日まで、舞洲スポーツセンター、また中央体育館のほうで、オーストラリア、カナダ、イギリス、日本の、世界の強豪との親善交流試合がございますので、ぜひ、お時間ございましたらご観戦いただければと思ひまして、PRさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

## 白澤委員長

どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

なかなか時間の調整ができず、少し時間が遅れましたことお詫び申し上げたいと思ひます。

本日の総会の案件については以上でございます。どうもありがとうございました。

## 事務局

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方には、本日はお忙しい中、また、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

これもちまして、本日の総会を終了させていただきます。